

第7章 流通・小売業

1. 卸売業

2022年、中国経済は国際情勢、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響を受け、需要の悪化、供給ショック、景気期待感の低下の三重の圧力により、GDPの実質成長率は3.0%(速報値)と、全体の経済成長は鈍化した。その中で新型コロナの影響、特に人の集中、接触を伴う消費が制限されたことが消費市場全体に大きく影響し、年間の社会消費品小売総額は前年比0.2%減少、最終消費支出のGDPに対する寄与度は1.0ポイントと、前年よりも減少した。2022年12月末から、一連の経済政策とゼロコロナ政策の調整措置が徐々に実行されており、今後、内需拡大策の進展に伴い、国内循環と国際循環が相互に促進する「双循環」の加速と消費市場の回復が期待される。

表: GDPおよび社会消費品小売総額の推移

暦年	2018年 (修正値)	2019年 (修正値)	2020年 (修正値)	2021年 (修正値)	2022年 (速報値)
実質GDP成長率 (%)	6.7	6	2.2	8.4	3
最終消費支出の 寄与度(ポイント)	4.3	3.5	△0.2	4.9	1
総固定資本形成の 寄与度(ポイント)	2.9	1.7	1.8	1.7	1.5
純輸出の寄与度 (ポイント)	△0.5	0.7	0.6	1.9	0.5
社会消費品 小売総額(兆元)	37.8	40.8	39.2	44.1	43.9
前年比伸び率 (%)	8.8	8	△3.9	12.5	△0.2

出所: 国家統計局

中国の卸売業界の歴史を振り返ると、1978年の改革開放以前は、1級卸(中央の部局・専業公司)、2級卸(省レベルの専業公司)、3級卸(市・県レベルの専業公司)の3段階に分けられ、地域別・商品別に国家が管理する配給システムが整備されていた。一方、改革開放以後は、3段階システムを担った国有卸売企業の統廃合や私営企業の新規参入などが進んだ。さらに1990年代後半には「外商投資商業企業試点弁法」により、条件付きながら外資の参入が認められるようになった。

中国のWTO加盟から3年後の2004年6月に「外商投資商業分野管理弁法」(商務部令「2004」第8号)が施行され、外資参入が原則自由になると、業界を取り巻く環境は大きく変化した。卸売企業の代表的な機能には、①物流機能(在庫・配送)、②金融機能(資金負担・与信管理)、③市場分析・予測、販路開拓などの情報機能がある。これまでのところ、メーカーの販売代理権を得て地域に特化した販売網を

持つ形態が多い。流通事業者においては、ここ十数年来の取扱商品の規模や幅の拡大、運営効率化ニーズの高まりなどに加え、ここ数年、ECや新小売への対応、ECのB2B浸食への対応、流通を介さないC2Mなど新たな対処すべき課題が出てきており、ビジネスモデルの再検討・再構築が必要となっている。

卸売業の展望

2022年、中国の名目GDPは121兆207億元に達した。このうち輸出依存度(=GDPに占める輸出の割合)は17.1%で、前年の21.9%から引き続き減少しており、「双循環」のうち、国内循環、つまり内需型経済への転換が加速していることが分かる。

2022年12月14日には中国共産党中央と国務院が「内需拡大戦略計画綱要(2022年～2035年)」を通知した。1) 消費および投資の促進による内需規模拡大、2) 分配構造の改善による内需の潜在能力の発揮、3) 供給品質の向上、4) 市場体制の改善による内需の刺激、5) 経済循環の円滑化による内需の持続的向上、を主な目標としている。同時に、中長期的な内需拡大に向けて、供給能力不足、分配格差、流通の現代化レベルの低さ、消費メカニズムの不健全性、投資構造最適化の必要性などの問題点を指摘している。そのため、中国政府は、競争秩序のある開かれた国内市場の構築、伝統産業の再生と新産業・新業態の発展の促進、流通の現代化レベルの向上と供給能力の増強などを通じて内需拡大を推進するものと思われる。卸売業界は、新たな成長の機会として、市場の拡大とレベルアップへの積極的な対応が求められる。

また「双循環」のうち、海外との循環については、貿易の多角化と促進を目指す方針を示している。2022年1月1日には、加盟国に日本、中国を含む、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が発効した。中国は環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP、TPP11)にも加入申請をしており、これらの経済連携協定を契機に、今後いっそう透明性の高い、自由な事業環境整備に向かうことを期待する。

卸売業の問題点

日系企業として直面している問題点について、以下に触れたい。

業界管理

流通業界全体の健全な発展のためには、メーカー、卸売・

流通業者、小売業者が相互に協力しあい、サプライチェーンを強化していく必要がある。しかしながら、違法行為者による信用性失墜やコンプライアンス遵守の妨害となる事例、取引条件における公平性の欠如と見られる事例が継続して生じている。公正かつ公平でオープンな市場を形成し、また一方で同業界に携わる業者が安心・安全な取引を継続的に進める業界秩序を守っていくことが肝要である。

政策支援

消費者の嗜好の多様化、安心・安全への意識の高まりなど、消費者ニーズの変化には流通業界としてきめ細かく対応していかなければならない。またネット販売事業が一般化した環境下、小売業のみならず卸売業もそれに対応していく必要がある。業界状況を詳細かつ正確に把握するための公的な統計指標やそれらを公開していくシステムなど、ソフト面での公的支援が不足している。また、低温物流体制の構築と普及、資源面での無駄の排除、統一した流通規範の整備、環境保護面での指導は政策として継続支援していくことが必要である。

許認可

経営範囲や通行証などの許認可においては、これまでも手続の遅さ、地域や窓口担当者による対応の差異を問題点として挙げており、引き続き手続の短縮に向けた改善、ならびに許認可の公平性・透明性を求めたい。

<建議>

①卸売等流通分野の対外開放のいっそうの拡大

2022年10月、当局は外資導入をよりいっそう進めるべく、外商投資企業が直面している際立った問題の解決、外商投資促進・サービスの全面的な強化、外資活用促進によるハイクオリティな発展のため、「製造業を重点とする外資の投資増加拡大、既存投資の安定、投資の質の向上促進に関する若干の政策・措置」を打ち出した。その中で、円滑な貨物輸送物流の強化、現代サービス分野への外商投資を奨励することを明言している。政府には外国企業の卸売り等の流通分野での対中投資の奨励継続、および関連する奨励措置の細則を早急に打ち出すことを要望する。

②経営範囲拡大手続の改善

取扱品目の拡充は、卸売業者にとって不可欠であり、かつバリューチェーンの強化にも寄与するものである。当局は、2018年より証照分離改革を推進しており、審査や行政許認可の簡素化、簡略化を進めている（「国務院 全国における証照分離改革推進に関する通知」（2018年10月公布））。また、2021年には証照分離改革をいっそう進める旨の通知があり、市場参入規制のさらなる緩和が進んでいる（「国務院 証照分離改革の深化による市場主体発展のさらなる活性化に関する通知」（2021年6月公布））。さらに、

2022年12月に国務院は「証照分離改革および暫定調整適用法に関する状況中間報告」を発表し、地方当局は証照分離改革を引き続き深化させ、多くの地方当局で細分化措置の実行など着実な改革を推進したと報告した。一方、まだ解決しなければならない問題があることも明確に指摘している。地域や部門を超えたデータ連携と情報共有の強化、電子許可情報化システム構築の改善により、広範囲の情報資源の共有を実現し、企業が関連事項を処理するために、よりいっそうの便宜を図ることを要望する。

③小売業者との公平かつ健全な取引へのさらなる支援、不正競争防止法の早期整備

優越的な地位を乱用した小売業者による不当な費用請求や小売業者側の販売不振による支払遅延、一方的な返品等の問題が継続して生じている。

「小売業者と供給業者の公平なる取引に関する管理弁法」（2006年10月公布）や「大型小売店の供給業者に対する違法徴収の是正措置」（2011年12月公布）などの法令・措置に基づき取り締まりが行われ、統一的な監督管理窓口を設立した。これまで大手量販店チェーンや小売CVSチェーンにて商習慣化されてきたリストニングフィーが撤廃されたが、不平等な商行為は今なお続いている。例えば一部小売企業は依然として別の名目で料金を徴収している。

中小企業の合法的權益を守るため、2020年9月に国務院は「中小企業支払保障条例」を公布し、その中で「企業は契約中に明確かつ合理的な約定をしなければならない。中小企業に商業手形等の非現金支払方式の受入れを強制してはならない。商業手形等の非現金支払方式を利用して支払期限を不当に延長してはならない。」ことを規定している。しかし、実際には一部の大手企業がその優位な地位を利用して不合理な約定を設定し、商業為替手形などの非現金支払方式で支払期限を延長している。関連当局が「中小企業支払保障条例」を実施・徹底し、上述問題に対する監督と管理を強化し、健全で公平な取引を実現するよう要望する。

また、2017年11月に初めて大幅改正された「不正競争防止法」は、2019年4月に再改正された上、2022年3月に法解釈に関する通知が発表されている。2022年11月に市場監督管理総局が発表した「不正競争防止法（修正草案公開意見書）」では、新たに不正競争行為の類型を明示している。公正取引を害する行為を追加、類型化し、「二者択一」・強制販売等の6種類の行為を列挙した。さらに不正競争行為に対する処罰が強化された。関連部門には、早急に不正競争防止法意見募集稿の改訂を行い、改訂法案の早期実施を要望する。

④ 公平かつ透明な通行証発行基準の制定・運用、および共同配送に対する支援

都市部における小売店舗の増加に伴い、よりスムーズな配送が求められるが、当局より通行証を取得する際に、当局担当者によっては会社の規模・交通渋滞・環境問題などを理由に通行証の発行を認めないなどのケースがある。北京、上海、広州市などの一線都市では既に新しい通行許可証の発行が停止され、特に北京各区の通行制限区域は年々増加している。各区の交通当局に通行許可証を申請しても、許可手続が進まず、業務の拡大に一定の影響が生じている。地方交通当局には、通行証の発行や罰則の適用に関する公平かつ透明な基準を制定し、運用するよう要望する。

⑤ 違法行為者に対する取り締まり強化

卸売業者の一部はコンプライアンス意識が低く、ルールを守っている企業の競争力低下を招いている。例えば、1) 偽物を販売する業者や商品を不当に安く販売する業者が存在することでネット販売におけるサイトの信用度が失墜する事例、2) 過積載を前提とした料金を提示する業者が存在する事例、3) 発票を発行しない前提で税金分のコストを割引いた配送見積を提示する業者が存在する事例など。また卸売業者が「夜逃げ」し、取引先である日本の投資企業が、本来卸売業者が支払うべき増値税の支払要求を関係当局から受けたケースがあった。健全な業界発展のために、関係当局による違法業者の取り締まり強化とトラブルに巻き込まれた企業への合理的な対応を要望する。

⑥ 低温物流発展のための人的支援

中国の生鮮品販売の拡大、消費者の安全意識の高まりへの対応、また農村振興の観点からも低温物流の発展加速が急がれる。各地方政府は「低温物流の発展を加速させ、食品の安全を保障し、消費の高度化を促進することに関する意見」(2017年4月)、および「十四・五」低温物流発展計画の通知」(2021年12月)の要求に基づき、低温物流産業を積極的に推進してきた結果、低温物流産業を積極的に推進してきた結果、低温倉庫の新規建設は加速されつつあるが、低温運輸施設の設備開発、作業の専門技術水準の向上などには依然として課題がある。

また、多くの都市は新エネルギー車だけの物流許可証申請を受け入れているが、新エネルギー保冷車の発展は相対的に遅れており、大型新エネルギー保冷車がない状況下においては、関係当局が、大型内燃機保冷車の物流許可証申請もスムーズに受け入れを行うことを要望する。

さらに、各流通段階に求められている、低温商品の流通面における安全性確保、サービス高度化に応え得る専門知識・技術を有した人材育成、人材の認定などの人的支援制度の整備を要望する。